

中世本能寺の寺地と立地について

—— 成立から本能寺の変まで ——

河内 将 芳

はじめに

中世の本能寺といえ、本能寺の変の舞台としてよく知られている。しかし、その本能寺が法華宗（日蓮宗）の寺院であり、また本能寺の変にいたるまでにどのような歴史をたどってきたのかということまでを知る人はあまりいない。

本能寺の変にかかわる関心が高いのにくらべて不思議なぐらいであるが、本稿では、この点をふまえて、まずできるかぎり信頼のできる古文書や古記録など文献史料にもとづきながら、中世本能寺の実像にせまってゆきたいと思う。

実は、このような作業の蓄積も思いのほか乏しい。現状では、藤井學氏による一連の研究^①や糸久宝賢氏の研究^②が異彩を放っているのみであり、しかもその後につづく蓄積もまたこころもとない状態がつづいているというのが実際なのである。

そこで、本稿では、このような現状もふまえて、おもに寺地と立地について、先行研究にみちびかれながらも、それらが見落とした、あるいは注目しなかった点をふくめて、その成立から本能寺の変にいたるまでに時期をかぎって検討をすすめてゆきたいと思う。

三〇

一 本能寺の成立とその寺地

(1) 本能寺の成立

それでは、本能寺はいつ成立したのか、実はこのような基本的な事実でさえ信頼のできる文献史料で跡づけることはかなりむずかしい。

現在のところ、戦国時代の元龜三年（一五七二）より前におそくとも成立したと考えられる『日像門家分散由来記』^③にみえる「高辻油小路五条坊門トノ間東ノツラニ寺ヲ立テ、号本応寺」という記事がその成立を示したものとされている。しかし、そこには年代は記されていない。

そこで、この点を考えるうえで手がかりとされているのが、この直前に記される「三条坊門破ラレテ、上人様丹波_ニ御下向有ル也」という記事の存在である。

というのも、この記事に該当する事実が醍醐寺三宝院満濟の日記『満濟准后日記』^④ 応永二〇年（一四一三）六月条にみられ、それによれば、「法華堂坊主」が僧正に任じられたため「山門嗽訴」_ニ 山門延曆寺大衆による訴訟がおこり、その結果、「犬神人」「宮仕」が発向して「法華堂」破却されたとつたえられているからである。

このことから、「本応寺」が建てられたのは、応永二〇年より後、具体的には応永二二年（一四一五）ころと考えられている。しかし、それを断定できる史料があるわけではないので、どこまでこの年代を信用しても

よいのかという点については判断のまようところである。

ただ、『日像門家分散由来記』にみえる「三条坊門」の「上人様」と『満濟准后日記』にみえる「法華堂坊主」が、当時の京都法華宗の拠点寺院として知られる妙本寺（妙顕寺）の住持月明（具覚）を意味し、そしてその月明と教義上の対立をおこした日隆が妙本寺を退出して、「高辻油小路下五条坊門トノ間東ノツラ」に建てたのが「本応寺」であったという以上、少なくとも応永二〇年より後に本能寺の原型といふべき「本応寺」が成立したことだけはまちがいないといえよう（図1参照）。

それでは、この「本応寺」がそのまま後の本能寺につながっていったのかといえば、そこがまた寺伝類の複雑なところで、『日像門家分散由来記』によれば、その後、日隆は月明といった和解し、「本応寺ヲ当寺へ寄進ス」とされている。

結局のところ、日隆がどのようにして本能寺を創建するにいたったのかという点については、教義の問題もからんで一筋縄にはゆかない。が、この後にふれる寺地に関する史料のなかに、「永享五年癸丑卯月二日、為当寺建立、日隆聖人有買得」とみえるところから、永享五年（一四三三）に買得された「六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西、方四町敷地」（図1参照）に建立された寺院が中世本能寺の出発点であり、また成立と考えるのが妥当なところといえよう。

（2）本能寺の寺地（その一、「本屋敷」）

ところで、本能寺には、中世本能寺の寺地にかかわる一連の古文書が残されている。それを一覧表にすると表1となるが、そのなかでも「六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西、方四町敷地」を「本屋敷」（表1—⑬）とよんでいるところから、この地が中世本能寺の本貫地といふべき場所であったことがわかる（図1参照）。

中世本能寺の寺地と立地について

それでは、その「本屋敷」を本能寺はどのようにして手に入れたのであろうか。先行研究でもそれほど詳しく検討されているわけではないので、まずはこの点からみてゆくことにしよう。

永代売放申敷地之事

合四町々者

在所京中四至境自六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西在之

右件敷地者、東岩蔵寺買得相伝之私領也、雖然、為一寺興行、如意王丸所望之間、相副本券文・勅裁等三通并上売券一通、限永代、直錢貳佰貫文所売渡実正也、更於此四町々地、本所役并諸公事無之者也、仍為後日、亀鏡之証状如件、

永享五年癸卯月二日

中明院

賢鎮（花押）

これは、「本屋敷」にかかわる売券（表1—④）である。この売券こそ本能寺が「本屋敷」を手に入れたことを示す証文にあたるものであるが、その内容をみると、もともとこの方四町の敷地は「東岩蔵寺買得相伝之私領」であったものを、「為一寺興行、如意王丸所望」し、「直錢貳佰貫文」という高額で中明院賢鎮が売り渡したことがあきらかとなる。

また、このときに副えられた「本券文・勅裁等三通」も表1—①②③としてつたわっているが、この売買について、文明一八年（一四八六）以後に作成されたと考えられる「当寺敷地永代買得相伝之次第事」と記された史料（表1—⑩）をみると「永享五年癸丑卯月二日、為当寺建立、日隆聖人有買得、數通証文有之、買得相傳如意王丸云々、寄進狀後宣出之」とあり、右の売券にみえる「一寺」が本能寺、また「如意王丸」が日隆の「買得檀那」と考えられていたことがわかる。

表1 中世の本能寺「本屋敷」関係文書一覧

	年月日	文書名	宛所	該当敷地
①	康暦元・12・23	西坊城言長敷地寄進状	妙峯寺	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町敷地
②	康暦元・12・23	後円融天皇繪旨	妙峯寺道的上人	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町敷地
③	応永14・正・18	(因幡堂) 執行覚勝敷地売券	(東岩藏寺)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町敷地
④	永享5・卯・2	中院賢鎮敷地売券	(如意王丸)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西
⑤	(年未詳) 9・4	室町幕府地方頭人撰津満親書状	本能寺方丈	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西四丁町
⑥	(年月日未詳)	本能寺敷地指図		
⑦	宝徳2・11・28	室町幕府管領畠山持国下知状	(本能寺)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西四町々(除六角面非人風呂敷地)
⑧	寛正6・7・26	室町幕府地方頭人奉書	当寺住持	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町(除六角面非人風呂敷地)
⑨	文明18・8・17	室町幕府奉行人連署奉書	当寺住持	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西四町々(除非人風呂敷地)
⑩	(年月日未詳)	本能寺敷地永代買得相伝之次第		
⑪	長享2・10・23	足利義尚(義熙) 御判御教書	(本能寺)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町(除六角面非人風呂敷地)
⑫	延徳参・7・18	足利義材御判御教書	(本能寺)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町(除六角面非人風呂敷地)
⑬	文亀元・12・29	足利義澄(義高) 御判御教書	(本能寺)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町(除六角面非人風呂敷地)
⑭	大永5・9・3	足利義晴御判御教書	(本能寺)	六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西方四町(除六角面非人風呂敷地)
⑮	天文11・閏3・16	細川晴元奉行人飯尾元運奉書(折紙)	本能寺雑掌	当寺并境内(寄宿免除)
⑯	天文14・8・2	細川晴元奉行人飯尾為清奉書案(折紙)	当寺雑掌	本屋敷、旧領六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西四丁町

ただし、そのことを右の売券だけから読みとることはかなりむずかしい。が、この敷地の一面には「六角大宮非人以下風呂敷地」というものがもうけられていたらしく、右から五年後の永享一〇年(二四三八)一月に室町幕府より「為彼地子相当替所」、「冷泉富小路西類朝日因幡入道本宅地内」の土地が「付本能寺」られ、「可被打渡当寺」きよう侍所頭人赤松満祐に命じられているので、右の売券にみえる「一寺」が本能寺と考えるのがやはり妥当なところといえよう。

ところで、ここで出てきた六角大宮非人風呂敷地についてであるが、これがいつ、どのような目的でもうけられたのかはさだかではない。ただ、表1—⑩には、「此地永享五年雖買得、四丁町之内未仏閣等不立、院

坊依為一両之躰」、「普光院殿様」が「良角非人風呂被令立」と記されており、「四丁町」の敷地に「仏閣」が建てられておらず、わずかに「院坊」が「一両」あるだけだったため、「普光院殿」に足利義教が「非人風呂」をその一面にもうけたとされている。

もつとも、このことを裏づける史料もなく、これが事実かどうかも確認しようがない。が、仮に永享五年に本能寺が当敷地を手に入れたとしても、すぐには堂舎をそるることなどは実際問題でできなかったであろう。

しかも、この前後に作成されたと考えられる敷地指図(表1—⑥)をみると、良角に東北角には六角大宮非人風呂敷地が設定されており、

方四町とはいってもきわめて不規則な敷地となつて、堂舎の配置にも苦
 労したことがしのばれる。

また、この敷地指図の記載から当敷地には地子が存在したこともあき
 らかとなり、本能寺は地子を払つてこの地を保有することになったこと
 も知られよう。

ところで、本能寺によるこの「本屋敷」の保有をめぐることは、この後、
 寛正六年（一四六五）（表1—⑧）と文明一八年（一四八六）（表1—⑨）の
 少なくとも二度にわたつて相論が室町幕府の法廷へもちこまれたことが
 確認できる。

そのいづれにも西坊城家がかかわっているが、それは当敷地がもとも
 と康暦元年（一三七九）に西坊城言長によつて妙峯寺という寺院に寄進さ
 れたものであり（表1—①②）、それがどのような経緯からか、応永一四
 年（一四〇七）に「直銭参拾肆貫文」で東岩蔵寺に売り渡されてしまつた
 （表1—③）ことに原因があるようである。

おそらくはこの東岩蔵寺への売買の際に何らかの問題が生じていたの
 だろう。それを裏づけるように、寛正六年のときは、西坊城家は「応永
 八年置文・同十九年古借書」なるものを提出している。

このときに提出された「置文」や「古借書」の内容は残念ながらつた
 わつていないが、三四貫文で売られたものが二六〇貫文にはね上がつて
 転売されているところにも何らかの問題があつたことをうかがわせる。

いづれにしても、その間の事情については判然としないが、ただ結論
 としては、相論は本能寺側の勝訴におわつており、寛正六年のときは「所
 詮数通証文分明之上」（表1—⑧）という理由で、また文明一八年のとき
 も「早任度々証文并当知行之旨」（表1—⑨）ということで、本能寺の「領
 知」が認められている。

文書主義的な判断、あるいは年紀法によつて本能寺の保有が法廷では

みとめられたわけだが、ただ、表1—⑩をみてみると、相論は寛正六年
 と文明一八年以外にもおこされていたらしく、たとえば、「文安年中」に
 おこされた相論にかかわつて出されたのが宝徳二年（一四五〇）の「安堵
 御教書」（表1—⑦）であり、また、「享徳元年」（一四五二）に西坊城家が
 「家之領地之由申沙汰」し、「長祿四年」（一四六〇）にいたるまで押領し
 た際にも「同（長祿四年）七月十六日^上達 上聞」して「聞開当寺理運」れ
 たという。

本能寺による「本屋敷」の保有が実は困難をきわめていたことがこ
 からうかがえるが、しかしそれも応仁・文明の乱後の文明一八年以降、
 長享二年（一四八八）（表1—⑪）、延徳三年（一四九二）（表1—⑫）、文龜
 元年（一五〇二）（表1—⑬）、大永五年（一五二五）（表1—⑭）とおのおの
 時の將軍御判御教書によつて「当知行」が安堵されているので、おおよ
 そ戦国時代に入つてその保有にも安定性がみられるようになったことが
 読みとれよう。

(3) 本能寺の寺地（その二、「六角与四条坊門、油小路 与西洞院中間方四町々」）

ところで、残された史料をみるかぎり、本能寺による「本屋敷」の「当
 知行」は、天文一四年（一五四五）に出された細川晴元奉行人飯尾為清の
 奉書案（表1—⑯）まで確認することができる。

したがつて、少なくともこのときまではその保有が継続していたこと
 が知られるが、ただし、同時に注意しなければならないのは、この奉書
 案では、「六角以南、四条坊門以北、櫛笥以東、大宮以西、四丁町」が
 「旧跡」と記され、そしてその「本屋敷^正可有還住」という文言がみられ
 る点である。

なぜそのようなことが記されているのかといえ、その背景には、大

永五年と天文一四年のあいだにあたる天文五年（一五三六）に京都の法華宗寺院の歴史を大きくかえた天文法華の乱がおこっていたためであった。

この天文法華の乱によって、京都も「下京大略焼了、上京三分一計焼」という被害をこうむったが、山門延暦寺大衆と近江守護六角氏の連合軍との合戦に敗れた法華宗諸寺院もまたすべて京都を追われ、泉州堺へと避難を余儀なくされる。

そして、それから六年後の天文一一年（一五四二）に後奈良天皇綸旨によつてようやく「帰洛」と「再興」がゆるされるものの、しかしそれより前、天文六年（一五三七）の段階で山門大衆が「法花堂跡法花坊主跡職」^⑧「法華宗寺院の跡地に何らかの権限をおよぼそうとしており、また翌天文七年（一五三八）にも「噉訴」のことはまでちらつかせながら、「彼諸寺敷地等」について訴えをおこしていたことが確認できる。

実はこれらの事実については、これまであまりふれられてこなかったが、天文法華の乱という合戦に勝利した山門大衆にとつては、法華宗寺院の跡地は敵方没収地のような認識があつたのだろう。^⑨したがって、法華宗寺院が天文法華の乱前と同じ敷地に再興をはかることは容易なことではなかつたと考えられる。

おそらくはそのようなことがあつたためであろう、本能寺でも「本屋敷」以外の敷地での再興を模索しはじめるが、そのなかで浮上してきたのが、「本屋敷」から東へ三町ほど離れた「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四町々」という敷地であつた（図1参照）。

この敷地を本能寺が手に入れたのは天文一四年（一五四五）のことであるが、その際に本能寺へ渡されたのがつぎの売券（案）^⑩である。

永代売渡申本所敷之事

合卷所者^⑪六角与四条坊門、油小路与西洞院
中間方四町々、但除未申案野地

右件在所者、雖為沢村代々相伝之敷地、依有要用、直銭九拾五貫文^⑫
七本文数通相添、永代本能寺^⑬売渡申所実正也、於公役者、一銭^⑭無
之、若於有違乱妨申人者、売主并請人罷出、可致其明者也、仍後日
証文状如件、

天文拾三年六月廿四日

千松在判

沢村

請人同与次

国長在判

本能寺^⑮

これによれば、当敷地はもともと「沢村代々相伝之敷地」であり、それを「直銭九拾五貫文」で本能寺が買得したことがわかる。ここにみえる「沢村」というのは、すでに小谷利明氏^⑯によつてあきらかにされているように、土倉・酒屋として著名な沢村一類のことであり、当敷地はその沢村が買得によつて集積してきたものであつた。

そのような敷地をどのような理由で本能寺へ売り渡すことになつたのかについては、右にみえる「依有要用」以上のことはわからない。ただ、本能寺と沢村とのあいだの接点はこのときがかならずしも最初ではなく、少なくとも永正一三年（一五一六）には確認することができるので、売買の話そのものは、あるいはこれ以前からあつたのかもしれない。

その売買が天文一四年に実行にうつされたのは、おそらく本能寺の再興がいそがれていたのと同時に、「本屋敷」に「還住」しての再興が困難と予想されたためであろう。

そして、本能寺では、今回の売買を確実なものとするため天文一四年八月に幕府へその保証を申請し、その月の一日に政所執事伊勢貞孝が

加判した奉書を手に入れている^④。実はそれとほぼ同時期に手に入れているのが、先の表1―⑬の細川晴元奉行人飯尾為清奉書案であった。

このことよって、本能寺では、山門大衆の動きをにらみつつ、「本屋敷」での「還住」再興と並行して新たに買得した敷地での再興も模索していたことがあきらかとなるが、ただし、このような動きは山門大衆をいたく刺激したようで、翌天文一五年（一五四六）には、「自今ハ諸法花宗ハ叡山可為末寺」との要求がつけつけられる。

そのため、本能寺をふくめた法華宗諸本山寺院は近江守護六角氏に仲介を依頼、その調停をはかることになるが、その間にくり広げられた折衝の詳細についても別の機会にふれたのでここではふれない。が、結局のところ、本能寺は「本屋敷」への「還住」をあきらめざるをえず、「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四町々」での再興をはかることになる。そして、この地が本能寺の変の舞台となった（図1参照）。

ちなみに、先の売券（案）をみると、今回の敷地の一面にも、「本屋敷」の「六角大宮非人以下風呂敷地」と同様、「未申紫野地」というものがあったことがわかる。そして、この「紫野地」とは、具体的には大徳寺長勝庵領の「四条坊門油小路北東類屋地」のことであった。

もともと、これについては八月に幕府へ買得保証を申請した際に「是茂今度同買得仕候」とのべているので、早い段階で「一円領知」が実現していたようである。

いずれにしても、このようにして本能寺は「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四町々」において再興をすすめることになったわけだが、その具体的な再興過程となると史料がなく不明といわざるをえない。

また、堂舎の配置についても手がかりを得ることはできない。ただ、天文一四年に「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四町々」を買得した直後に本能寺は「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四丁町巷

所地子銭」を「免除」されているので、この方四町に巷所のあったことがわかる。

残念ながら巷所の具体的な状況まではわからないが、「本屋敷」の「櫛笥通」にも大永四年（一五二四）段階で「東西式丈、南北参拾六丈分」の巷所があったことが確認できるので、本能寺が立地していた敷地というのは、いずれの地においても道路が部分的に耕地や宅地となった巷所に囲まれていたといえよう。

しかも、敷地そのものにも家屋が方四町の四周に建ち並んでいたと考えられるので、寺院を建立するにあたってはそれらを取り壊さなければならぬこともあったと思われる。

ちなみに、戦国時代の京都を描いた歴博甲本（旧町田本）洛中洛外図屏風と上杉本洛中洛外図屏風には本能寺と考えられる寺院が描かれている。おのおのの成立時期からみて、前者に描かれているのが「本屋敷」の本能寺、そして後者が「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四町々」の本能寺にあたるのだろう。

仮にこの比定がただしければ、両屏風はこの間の本能寺の変遷を視覚的に確認できる貴重な史料といえるが、ただそれを裏づけられるような史料もない以上、より慎重な検討が必要といえるのかもしれない。

二 本能寺と本能寺の変

(1) 信長の宿所

さて、前章の検討によつて、本能寺の変の舞台となった本能寺とは、「本屋敷」の本能寺ではなく、「六角与四条坊門、油小路与西洞院中間方四町々」に立地した本能寺だったことが確認できたわけだが、それでは

なぜ織田信長はそこを宿所にしたのであろうか。

このような問いを考えるあたってまず必要なのは、上洛して以降、信長がどのようなところを宿所としてきたのか、その全体のなかに本能寺を位置づける作業であらう。

実はこのような作業もこれまであまりなされてこなかったように思われる。そこでこのころみに、『信長公記』^⑧にみえる信長の宿所の変遷を一覧表にしてみると表2のようになる。

この表2でまずわかることは、信長は上洛直後の元亀元年（一五七〇）には本能寺を宿所としていたものの、その後は同じ法華宗寺院でも妙覚寺を多く宿所としており、ふたたび本能寺を宿所とする天正八年（一五九〇）までにはおよそ一〇年のへだたりがあつたという事実である。

この事実についても、これまでほとんど注目されてこなかったが、おそらくこのことを考えないかぎり先の問いにこたえることはできない。

そこでまず、上洛直後に本能寺を宿所としていたにもかかわらず、それがなぜ妙覚寺へとかえられたのか、その理由についてであるが、おそらくそれは、これより先、永禄十二年（一五六九）に信長によって築かれた足利義昭の二条城（義昭御所）に本能寺より妙覚寺のほうが近かつたことがあげられよう（図1参照）。もちろんこの点についてもそのことを直接語る史料があるわけではないが、当時の政治情勢からみてもその選択は自然なものと考えられる。

ただし、元亀四年（一五七三）に義昭を追放し、二条城を破却した後もお妙覚寺を宿所としていたことからすると、二条城に近いというだけではなく、内裏との距離もあわせて念頭におかれていた可能性は高い。

実際、それを裏づけるように、信長は、元亀三年（一五七二）には内裏と至近距離にある「上京むし（武者）やの小路にあき地の坊跡」に「御座所」の普請をおこなっているし、また天正二年（一五七四）にも内裏により近い

相国寺へ寄宿したりしているからである。

そして、天正四年（一五七六）には「空地」となっていた「二条殿御屋敷」を接収、それをみずからの宿所「二条御新造」として普請もおこなっているが、それを天正七年（一五七九）に「親王様」（誠仁親王）へ進上して以後もお妙覚寺を宿所としていたことからしても、信長にとって京都の宿所とは内裏やそれに準じた「二条御新造（二条新御所）」との位置関係が重視されていたと考えるのが自然だろう。

その意味では、妙覚寺は内裏ならびに「二条御新造」との位置関係において最適な宿所といえ、それゆえもっとも頻繁に利用されてきたと考えられるわけだが、しかしそれがなぜ天正八年になってふたたび本能寺へとかえられることになったのだろうか。

この点についてもその理由を語ってくれる史料があるわけではないが、ここで注目されるのが、同じように宿所とはいっても、「寄宿」や「陣宿」と記されている宿所とそうではない宿所とのあいだにはあきらかな違いがみられるという事実であろう。

前者にあたるのが妙覚寺や相国寺であり、後者にあたるのが「上京むしやの小路」や「二条御新造」であるが、ここでいう「寄宿」とは、「寄宿免除」の「寄宿」にあたるから、文字どおり既存の施設を強制的かつ軍事的に接収しての利用となる。

そして、この強制的かつ軍事的という意味では、信長と寄宿先とのあいだに特別な関係を想定する必要はないだろうし、また、『信長公記』でも普請ということばがつかわれていないことから、そこに独自の施設などが建てられることもなかったであろう。

したがって、信長がもっとも頻繁に利用した妙覚寺も実は寄宿先以上の宿所ではなかったことがあきらかとなるわけだが、それに対して本能寺は、元亀元年のときには寄宿先であつたものが天正八年のときには普

表2 『信長公記』にみえる信長宿所の変遷

年	月日	東福寺 本能寺	上京御座 本能寺	上京むしやの小路	相国寺	妙覚寺	二条御新造(新御所)
1568	永禄 11年 9月 28日 10月 14日	東福寺へ御座を移され					
1570	元亀元年 3月 5日 8月 23日 9月 24日		上京御座に至つて御寄宿 下京本能寺御陣宿 本能寺を御立ちなされ			二条妙覚寺御寄宿	
1572	元亀 3年 3月 12日			上京むしやの小路にあき地の坊跡これあるを、御居住に相勝へらるべきの旨、		二条妙覚寺に御陣を居えられ 二条妙覚寺御寄宿	
1573	元亀 4年 7月 7日 霜月 4日					二条妙覚寺御寄宿 二条妙覚寺御寄宿	
1574	天正 2年 3月				相国寺初めて御寄宿		
1575	天正 3年 3月 2日 6月 27日 10月 12日				相国寺御寄宿 相国寺御寄宿	二条妙覚寺に至つて御上着	
1576	天正 4年 4月 晦日 6月 5日 11月 4日 正月 14日					妙覚寺御寄宿 二条妙覚寺御帰洛 二条妙覚寺に至つて御寄宿 二条妙覚寺御泊 二条妙覚寺御歸宿	二条御新造へ御移徙 二条御新造へ御座を移させらる 二条御新造へ御座を移させらる 二条御新造御参着 二条御新造に至つて御座 二条御新造へ御座を移させられ 二条御新造にて御陣御見物 二条を御立ちなされ 二条御新造の御普請遣事仕るに付いて、禁裡縁へ御進上(中略)親王様行啓なさるべきに相定まり
1577	天正 5年 後7月 6日 10月 12日 霜月 13日					秋田城介信忠御御上洛、二条妙覚寺御寄宿	二条御新造へ御移徙
1578	天正 6年 3月 23日 9月 24日 10月 朔日						二条御新造へ御座を移させらる 二条御新造へ御座を移させらる 二条御新造御参着 二条御新造に至つて御座 二条御新造へ御座を移させられ 二条を御立ちなされ
1579	天正 7年 11月 3日 11月 16日 11月 22日 12月 14日 2月 21日					二条御新造より妙覚寺へ信長御座を移させられ 京都妙覚寺に至つて御帰洛 妙覚寺御成り	親王様、二条新御所へ御移徙
1580	天正 8年 2月 26日 3月 8日 3月 9日		本能寺へ御座を居えさせらるべきの旨にて、御成りありて、御普請の様子村井春長軒に仰付けける 洛中本能寺にて進上			妙覚寺に至つて御帰洛	
1581	天正 9年 2月 20日 2月 28日		本能寺に至つて御座を移させらる 下京本能寺を信長辰の刻に出でさせられ			北畠中将信雄卿・中将信忠卿御上洛、二条妙覚寺御寄宿	
1582	天正 10年 6月 2日		信長公御座所本能寺			三位中將、妙覚寺を出でさせられ	直に二条へ御取入り

中御門					義昭御所									
春日														
大炊御門														
冷泉							少将井							
二条														
押小路				妙顯寺		妙覺寺			等持寺					
三条坊門						二条御新造								
姉小路								三条八幡						
三条								通玄寺						
六角														
四条坊門	本能寺①			本能寺②										
錦小路														
四条														
綾小路														
五条坊門														
高辻				本応寺				大政所						
五条								因幡堂						
樋口														
	櫛笥	大宮	猪熊	堀川	油小路	西洞院	町	室町	烏丸	東洞院	高倉	万里小路	富小路	京極

図1 中世本能寺の寺地変遷および周辺地図

請がなされ「御座所」となっている。それはすなわち、その存在が妙覚寺以上、そして「二条御新造」に近いものと浮上していったことを意味しよう。

それではなぜこの時期に本能寺の位置づけがかわっていったのだろうか。おそらくそこにも当時の政治情勢がからんでいたと考えるのが自然であろうが、そのことを考えるにあたって注目すべきは、信長が本能寺を御座所とする直前に「二条御新造」を誠仁親王に進上したという事実であり、またその後、妙覚寺には嫡男織田信忠を「寄宿」させるようになったという事実であろう。

なぜなら、先にもふれたように信長にとって京都の宿所というものが内裏との位置関係に重きがおかれていたとすれば、次期天皇を約束された誠仁親王が住まうようになった「二条御新造」と対になる妙覚寺には、すでに天正三年（一五七五）に信長から家督をゆずれられ公卿に列していた信忠が寄宿するのが順当であり、逆に位階はもちながらも官職をもたない散位の信長自身は、別の宿所にうつる必要性が出てきたと考えられるからである。

ただし、そのことは信長が隠居をし、本能寺が隠居所になったということの意味しない。むしろ信忠に「尾州・濃州共に御与奪なされ、信長御茶の湯道具ばかり召置かせられ」²¹ した後、安土城普請をおこなって、そこへ本拠地をうつしたのと同様、天下統一をつぎの段階にすすめるための京都の拠点として本能寺があらためて位置づけなおされたと考えたほうが自然であろう。

よく知られているように、本能寺を御座所とした翌天正九年（一五八一）の二月に信長は京都で「御馬揃」をおこなうが、そのとき、「下京本能寺を信長、辰の刻に出でさせられ、室町通り御上りなされ、一条を東へ御馬場へ入り」、そして「晩に及び御馬を納れられ、本能寺に至つて御帰

宅」²²とある。このように本能寺を拠点として信長が「御馬揃」に参加していることは、右にのべたことをなにより裏づけているように思われる。

いずれにしても、このようにして本能寺は天下人信長の御座所としてあらためて位置づけなおされるようになったわけだが、ただそれとともに、安土から京都への行程が一日とはかからないという現実を考えあわせたとき、いかに普請がほどこされたとしても本能寺はあくまで上洛した際の短期的な宿所にすぎず、「二条御新造」²³ ほどにも整備されなかったであろう点にも注意が必要であろう。

本能寺の変に際して、いかに多勢に無勢とはいえ、信長が即座に自刃を決意させざるをえなかった理由というのもまたこのあたりにあったように思われる。

（2）本能寺の変にみる本能寺

それでは、信長の御座所となった本能寺のようすとは具体的にどのようなものだったのだろうか。残念ながらこの点についても不明といわざるをえないが、ただそのようななかでもわずかにその断片を知らせてくれるのが、皮肉なことに本能寺の変にかかわる記録である。

そこで、ここではそれらをとおして断片的にみられる本能寺のようすをうかがうことにしよう。

ところで、本能寺の変をつたえる記録は複数知られているが、そのなかでも一般的にいえば信頼性の高い公家たちの日記、たとえば山科言経の日記『言経卿記』²⁴ や吉田兼見の日記『兼見卿記』²⁵、そして勸修寺晴豊の日記『日々記』²⁶などは事件そのものもいたって簡便に記載されているため、本能寺そのものについても寺名以上のことは記されていない。

したがって、ここではこれらとくらべてやや信頼性の落ちる記録をみてゆかざるをえないが、まずは明智勢として事件当日、本能寺に打ち入っ

た人物の記録とされる「本城惣右衛門覚書」からみてみることにしよう。
この人物は自分が打ち入ったところを当初は「ほんのうふ寺(本能)といふところ(知)もしり不申候」ということだったらしいが、そこへ入る直前、「我等ハミなみほりぎわへ、ひがしむき(南堀)参候、ほん道へ出申候」と記している。

この「ミなみほりぎわ」が本能寺の南側だったとすれば、そこには堀があったことになり、それを東にすすんで出た「ほん道」とは西洞院通りということになるろう。

その後、「其はしのきわ(堀)、人一人い申候を、そのまゝ我等(堀)くひとり申候、それより内へ入候へバ、もんハひらいて」とあり、「はし」が端か橋かは不明なもの、そこから「内」へ入ると、「もんハひらいて」とあるので、西洞院通りに面して門があったことになる。その門のなかに入ってから、先ほどとつた頸は「だう(堀)の下へなげ入れ、をもて(堀)へはいり候へバ、ひろま(堀)もひとりも人なく候」と記されている。

これによって門のなかには「だう」(堂)があったこと、また「をもて」には「ひろま」があったということなので、「だう」とはあきらかに異なる建物にも彼は入っていったことが知られる。そして、その直後に「くり(庫裏)のかたより、さげがミいたし、しろききたる物(堀)き候」と記されているので、「くり」(庫裏)もあつたことがうかがえる。

以上から読みとれることといえば、本能寺の南側に堀があつたこと、また西洞院通りに門があり、そのなかには堂や堂以外の建物および庫裏があつたらしいということになる。そこで、これらのことの信憑性をはかるため、信長の伝記のなかでも信賴性が高いとされている『信長公記』巻一五と比較してみると、まず門については、「勢衆四方より乱れ入る」とあるだけで、これでは西洞院通りに門があつたかどうかは確認することができない。

ただ、そのいっぽうで内部の建物としては、「御殿」「面御堂」「御厩」「御台所」というものがあつたと『信長公記』巻一五には記されており、「御台所」は「くり」、「御殿」は「をもて」に相当する可能性が考えられる。

このうち「御殿」については、『信長公記』巻一五以外の記録、たとえば『蓮成院記録』天正一〇年六月二日条にも「御殿へ火ヲカケ即時打果了」、また『惟任謀反記』にも「御殿に手自ら火を懸け、御腹を召されおはんぬ」とみえるので、その存在は確実である。おそらく『信長公記』巻一三にみえる天正八年(一五八〇)に村井貞勝に命じて「御普請」させたのがこの「御殿」だったのだろう。

この「御殿」については、近年、今谷明氏(註)が検討を加えられているが、氏によれば、この「御殿」は「予想外に小規模な、簡素な建築であることが推測される」という。

もつとも、そのことを明示するような史料があるわけではないので、実際のところは何ともいえない。また、ほかの建物についても、手がかりとなる史料がないので、何ともいえないというのが正直なところである。

ところで、今谷氏は、御座所となつて以降の本能寺についても、「本能寺は未だ他所に移らず、境内の一角に信長居住、と解するが無理がない」とされている。

これは、外国語史料である『一五八二年の日本年報追加』で本能寺が「信長が都において宿泊する例であり、僧侶を悉く出し、相当に手を入れた」と記されていることに対して、『言経卿記』など「いづれの公卿日記も信長宿所を「本能寺」と表記し、寺名を省略した記録はない」ということなどをふまえてのべられたものである。

しかしながら、この点についても、つぎのような史料をみてみると、

より慎重な検討が必要なように思われる。

御屋敷之事、今度成 御墓所、殊当寺為旧地上者、返遣之条、寺僧
如前々令還住、法事勤行不可有懈怠者也、

天正十

七月三日

本能寺

信孝（花押）

これは羽柴秀吉とともに明智光秀を討ち果たした織田信孝がその直後に本能寺に出した書状である。そして、その内容は、「御屋敷」を信長の「御墓所」にするにあたって、「御屋敷」は「当寺旧地」であるので、それを返したうえ、「寺僧」の還住と「法事勤行」を命じたものとなる。

ここにみえる「御屋敷」とは、『兼見卿記』天正八年三月一七日条や天正一〇年六月二日条にみえる「信長之御屋敷本応寺」と同じと考えられるので、それをそのまま読めば、本能寺全体をさすのが自然である。

また、そもそも本能寺は、天正八年以降、それまでの妙覚寺のような寄宿先ではなく、御座所となっていた以上、少なくとも信長が宿泊しているあいだは寺院としての機能をはたすことはできなかったと思われる。もしそうでなければ、「当寺為旧地上者」や「寺僧如前々令還住」といった文言はつかわれないであろう。

ただし、それと同時に注意しておく必要があるのは、先にもみたように、本能寺の変の際にも「だう」（堂）や「面御堂」といった建物のあったことが確認できる点で、したがって信長が宿泊しないときには、寺院としての機能もはたしていた可能性は高いであろう。

しかし、仮にそうであったとしても、信長と寺僧たちが同居するという事態はなかったと考えられ、「僧侶を悉く出し」とはこのことを意味し

ているのではないかと考えられる。

ちなみに、「御屋敷」を「御墓所」にすることについて秀吉が関知していたかどうかはさだかではないが、秀吉もまた「御屋敷」については、つぎのような意向を増田長盛を通じて本能寺へつたえていたことが確認できる。

御札拜見仕候、当寺之儀、御屋敷明申事候条、御寺家衆如前々御還住尤之由、筑州被申候、然者、御屋敷之御跡之儀候間、陣取以下之事も不可在之との儀候、其御意得候て、早々御立帰専一候、恐々謹言、

増田仁右衛門尉

七月十三日
（天正一〇年）

長盛（花押）

本能寺

御報

実はこの二日前の一日にも増田長盛は「本能寺御寺家中」に書状を出しているが、そこに「本能寺之儀、寺家衆御還住候様」とみえるので、寺僧たちの還住は、信孝や秀吉の意向ではなく、本能寺側のぞみであったことがあきらかとなる。

それはすなわち、天正一〇年五月二九日に信長が本能寺に入って以降、少なくとも七月中旬にいたるまで寺僧たちが本能寺へ還住できなかったことも意味する。

そして、そのうえで、秀吉としては、「御屋敷」を「明」け渡して寺僧たちを還住させようとし、また「御屋敷之御跡」には「陣取」もさせないので、「早々御立帰」るよう指示していたことが読みとれよう。

史料で読みとれるかぎりでは、信孝と秀吉とのあいだには、「御屋敷」

を「御墓所」にするのか、「明」け渡すのかで見解の相違があったようにみえるが、実際にどのようにされていったのかについてはさだかではない。

ただ、現在の本能寺に残される信長墓の石塔には「天正十年」という文字が刻まれており、「御墓所」になった可能性も低くはないと思われるが、このことをふくめて本能寺の変以後の再興過程についても不明な点が多く、今後の課題とせざるをえないというのが現状といえよう。

おわりに

以上、本稿では、残された文献史料のうち、できるかぎり信頼性の高いものにもとずいて中世の本能寺について検討を加えてきた。しかし、およそ最初から予想できたこととはいえ、その具体的なようすを復元できるところにまでたどりつくことができなかった点は残念といわざるをえない。

したがって、考古学的見地からの研究^⑤をはじめとした隣接諸学の関心に対してどれだけ参考になるようなことを呈示できたのかについてははなはだこのころもとないかぎりではあるが、今後とも文献史料の検討をつづけて、隣接諸学の成果にまなびながら、少しでも中世の本能寺の実像にせまってゆければと思う。

注

- ① 藤井學『本能寺と信長』（思文閣出版、二〇〇三年）や藤井學・上田純一・波多野郁夫・安国良一編著『本能寺史料 中世篇』（思文閣出版、二〇〇六年）など。
- ② 糸久宝賢「室町時代における京都本能寺の展開―本能寺敷地をめぐる経緯と公武との交渉を中心として―」（『日蓮教学研究紀要』八号、一九八一年）。

- ③ 立正大学編『日蓮宗宗学全書 第一八卷 史伝旧記部（二）』（山喜房仏書林、一九五九年）。
- ④ 統群書類従完成会刊本。
- ⑤ 永享一〇年一月二日付室町幕府奉行人連署奉書（折紙）（『本能寺史料 中世篇』二六号）。なお、本能寺史料については、京都大学文学部古文書室影写本「本能寺文書」も参照とした。
- ⑥ 『後法成寺関白記』（陽明叢書）天文五年七月二十七日条。
- ⑦ 『両山歴譜』（藤井學・波多野郁夫編著『本能寺史料 古記録篇』思文閣出版、二〇〇二年）。
- ⑧ 『鹿苑日録』（統群書類従完成会刊本）天文六年七月四日条。
- ⑨ 河内将芳『中世京都の都市と宗教』（思文閣出版、二〇〇六年、初出は二〇〇二年）。
- ⑩ 天文一四年六月四日付沢村千松売券案（京都市歴史資料館写真版「熊谷家文書」）。
- ⑪ 小谷利明『畿内戦国期守護と地域社会』（清文堂、二〇〇三年、初出は一九八六年）。
- ⑫ 永正一三年二月一六日付沢村国宣証文（熊谷家文書）。
- ⑬ 天文一四年八月日付本能寺役者申状（『別本賦引付』一、桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇年）。
- ⑭ 天文一四年八月一八日付室町幕府政所執事加判奉書（『本能寺史料 中世篇』一〇二号）。
- ⑮ 河内将芳『中世京都の民衆と社会』（思文閣出版、二〇〇〇年、初出は一九九七年）、河内将芳『中世京都の都市と宗教』（思文閣出版、二〇〇六年、初出は二〇〇二年）。
- ⑯ 永正一五年一月九日付室町幕府奉行人連署奉書（『本能寺史料 中世篇』八二号）。
- ⑰ 天文一四年八月一〇日付甘露寺家雑掌国継奉書（『本能寺史料 中世篇』一〇一号）。
- ⑱ 大永四年一〇月二八日付小川坊城家雑掌朽木定綱奉書（『本能寺史料 中世篇』八六号）。
- ⑲ 中村修也「信長の京都宿所」（『新・歴史群像シリーズ』⑨ 本能寺の変）

学研、二〇〇七年)をのぞいておそらくないだろう。なお、後に仁木宏氏より吉村亨「信長の行動ダイアグラム」(『織田信長と京都』足利建亮編『京都歴史アトラス』中央公論社、一九九四年)のあることをご教示いただいた。

- ⑲ 奥野高弘・岩沢愿彦校注『信長公記』(角川文庫、一九六九年)。
 ⑳ 『信長公記』巻八。
 ㉑ 『信長公記』巻一四。
 ㉒ 「二条御新造」については、横田冬彦「城郭と権威」(『岩波講座日本通史 第11巻 近世1』一九九三年)がくわしい。
 ㉓ 大日本古記録。
 ㉔ 史料纂集。
 ㉕ 国立公文書館所蔵。
 ㉖ 木村三四吾編『業余稿叢』(一九七六年)。
 ㉗ 増補続史料大成。
 ㉘ 桑田忠親校注『太閤史料集』(人物往来社、一九六五年)。
 ㉙ 今谷明「信長の本能寺」御殿について(今谷明編『王権と都市』思文閣出版、二〇〇八年)。
 ㉚ 村上直次郎訳・柳谷武夫編輯『イエズス会日本年報』上(雄松堂書店、一九六九年)。
 ㉛ 天正一〇年七月三日付織田信孝書状(『本能寺史料 中世篇』一八九号)。

- ⑬ (天正一〇年)七月二三日増田長盛書状(『本能寺史料 中世篇』一九一号)。
 ⑭ (天正一〇年)七月二日増田長盛書状(『本能寺史料 中世篇』一九〇号)。
 ⑮ 二〇〇八年三月に『本能寺跡発掘調査報告 平安京左京四条二坊十五町』(関西文化財調査会、二〇〇八年)が刊行されている。

〔付記〕

本稿は、第一七回平安京・京都研究会「戦国時代の本能寺と織田信長」(二〇〇八年五月二五日、於機関紙会館5階大会議室)での報告をもとに成稿したものである。当日は、筆者の報告のほか文献史学からは仁木宏氏「都市京都と本能寺・信長」、考古学からは吉川義彦氏「本能寺跡の発掘調査」、山本雅和氏「本能寺の発掘調査への所見」の報告がなされ、活発な議論がくり広げられた。あらためて報告者各位ならびに平安京・京都研究会の世話人の面々、そして当日ご参加いただいた方々に対して御礼申しあげたいと思う。

(奈良大学文学部准教授)